

学校長

横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第 23 報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

今般、神奈川県における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が延長されました。それに伴う部活動等の学校教育活動の取扱い変更を受けて、学校開放事業の取扱いを次のとおり変更いたします。**詳細については必ず、別紙資料「学校開放事業に関する注意事項（令和 4 年 3 月 7 日版）」をご確認ください。**

今後の感染状況等により取扱いを変更する場合は、改めて通知します。

＜まん延防止等重点措置の延長を受けた対応＞

現在、令和 4 年 2 月 14 日付教学第 1697 号【第 22 報】に基づき学校開放事業を実施していますが、まん延防止等重点措置の延長に伴い、**令和 4 年 3 月 7 日（月）**より、学校開放事業の取扱いを以下のとおりとします。

＜変更内容の概要＞ ※詳細な利用条件は添付資料をご参照ください。

○校庭、体育館、武道場での活動実施条件について

運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、原則、マスクを着用して活動する。

※マスクの着用により飛沫が抑制され、飛沫感染の予防が期待できます。

ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策（屋内外を問わず、密集を避けて他者と十分な距離（2メートル以上）を保つ、声を出さない、屋内では特に換気を徹底する等）を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とする。

＜添付資料＞

- ・学校開放事業に関する注意事項（令和 4 年 3 月 7 日版）
- ・【△△学校（○区）】学校開放コロナ情報報告書 ※パスワードは「**3 2 7 8**」

＜留意事項＞

運営団体及び利用団体の感染防止対策が不十分な場合、または学校運営や地域状況を鑑みて学校開放事業が学校教育に支障があると判断する場合は、**学校が学校開放を中止することができます。**なお、学校において新型コロナウイルス感染症により **臨時休業や部活動が中止となる場合は、学校開放事業を中止してください。**

学校開放において、感染対策に係る利用上のルールが徹底されていない状況も見受けられます。市民の皆様に対しては横浜市のホームページ（学校開放事業とは）において広報しますが、**学校においても、文化・スポーツクラブ会長及び市民図書室運営委員会代表を通じて、各利用団体及び利用者に周知徹底をお願いいたします。**

学校支援・地域連携課
地域連携係
TEL 671-3278

文化・スポーツクラブ会長
市民図書室運営委員会代表

横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第 23 報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

今般、神奈川県における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が延長されました。それに伴う部活動等の学校教育活動の取扱い変更を受けて、学校開放事業の取扱いを次のとおり変更いたします。**詳細については必ず、別紙資料「学校開放事業に関する注意事項（令和 4 年 3 月 7 日版）」をご確認ください。**

今後の感染状況等により取扱いを変更する場合は、改めて通知します。

＜まん延防止等重点措置を受けた対応＞

現在、令和 4 年 2 月 14 日付教学第 1697 号【第 22 報】に基づき学校開放事業を実施していますが、延長に伴い、**令和 4 年 3 月 7 日（月）**より学校開放事業の取扱いを以下のとおりとします。

＜変更内容の概要＞ ※詳細な利用条件は添付資料をご参照ください。

○校庭、体育館、武道場での活動実施条件について

運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、原則、マスクを着用して活動する。

※マスクの着用により飛沫が抑制され、飛沫感染の予防が期待できます。

ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策（屋内外を問わず、密集を避けて他者と十分な距離（2メートル以上）を保つ、声を出さない、屋内では特に換気を徹底する等）を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とする。

＜添付資料＞

学校開放事業に関する注意事項（令和 4 年 3 月 7 日版）

＜留意事項＞

★学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよ

う、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限、努める必要があります。利用者および同じ

場所で活動する児童生徒の健康と安全を第一に考え、ご協力をいただきますよう、お願いします。

★学校運営や地域の状況によっては、学校開放事業は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も、中止になることがあります。

★開放の中止や使用許可の取消しなどの場合、学校の指示に従ってください。

★学校開放において、感染対策に係る利用上のルールが徹底されていない状況も見受けられます。市民の皆様に対しては横浜市のホームページ（学校開放事業とは）において広報しますが、文化・スポーツクラブ及び市民図書室においても、各利用団体及び利用者に周知徹底をお願いいたします。